

「所得税顧問」震災特例法対応版 概要(Ver.H22.15)

この度の東日本大震災で被災されました方々に、心からお見舞い申しあげます。また、復興に尽力されている皆様には安全に留意されご活躍されることをお祈りいたします。

さて、この震災により被災された方々を救済する税制特例措置として、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以降「震災特例法」）が平成23年4月27日に成立し、同日施行されました。

弊社では同法施行を受け、下記のとおり「所得税顧問 震災特例法対応版(Ver.H22.15)」のリリースを行います。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver. H22.10、H22.10.e1以降
(H22.1用のプロダクトIDが必要です。)

2. 震災特例法

震災特例法の主な措置内容は以下のとおりです。

●雑損控除の特例

震災による住宅や家財などの損失の金額について、納税者の選択により、平成22年分所得での適用を可能とする。

また、控除しきれない損失額についての繰越期間を3年から5年に延長する。

●災害減免法による所得税の減免措置の前年分適用の特例

雑損控除同様、納税者の選択により、平成22年分所得での適用を可能とする。

●被災事業用資産の損失の特例

平成22年所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入ができるとする。

なお、青色申告者については、被災事業用資産以外の損失も含めて、平成22年所得で純損失が生じた場合には、更に平成21年分所得への繰戻し還付を可能とする。

また、被災事業用資産の損失による純損失について、繰越可能期間を3年から5年に延長する。さらに保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上の場合には、被災事業用資産以外の損失も含めて、現行3年の繰越可能な純損失について、5年に延長する。

●震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充

個人が平成23年3月11日から平成25年12月31日までに支出した「災害関連寄附金」については、可能限度額を総所得の40%から80%に拡大する。

●住宅借入金等特別控除の適用の特例

適用を受けていた住宅が震災により居住できなくなった場合でも、残りの適用期間について引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。

なお、住民税（地方税）についても同様の措置が講じられます。

3. システムの対応内容

東日本大震災で被災された方が、雑損控除、純損失・雑損失の繰越控除、または純損失の繰戻し還付請求の手続を行うために必要となる以下の5帳票のうち、(1)～(4)の4帳票に対応します。

帳票名	使用方法	対応
(1) 更正の請求書(東日本大震災の被災者の方用)	様式は通常の「所得税の更正の請求書」と同じフォーマットです。 更正の請求を行う場合に使用します。	<input type="radio"/> (対応)
(2) 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書(東日本大震災の被災者の方用)	上記「被災事業用資産の損失の特例」を適用し、純損失の繰戻しによる還付請求をする場合に使用します。	
(3) 平成22年分の所得税の__申告書(損失申告用)付表(東日本大震災の被災者の方用)	純損失の繰越控除の特例（5年繰越）を受ける場合に使用します。	<input type="radio"/> (対応)

(4) 雜損失の金額の計算書	雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用します。	○ (対応)
(5) 被災した住宅、家財等の損失額の計算書	雑損控除を受ける場合、個々に損失額を計算することが困難な場合に使用します。 国税庁のホームページにて公開されている『東日本大震災に係る損失額計算システム』にて作成できるため、当システムでの対応は行いません。	✗ (未対応)

「(5) 被災した住宅、家財等の損失額の計算書」については、国税庁のホームページにて公開されている『東日本大震災に係る損失額計算システム』にて作成できるため、当システムでの対応は行いません。

【国税庁ホームページ】東日本大震災に係る損失額計算システム

<https://www.keisan.nta.go.jp/shinsai/jsp/SII00100.jsp>

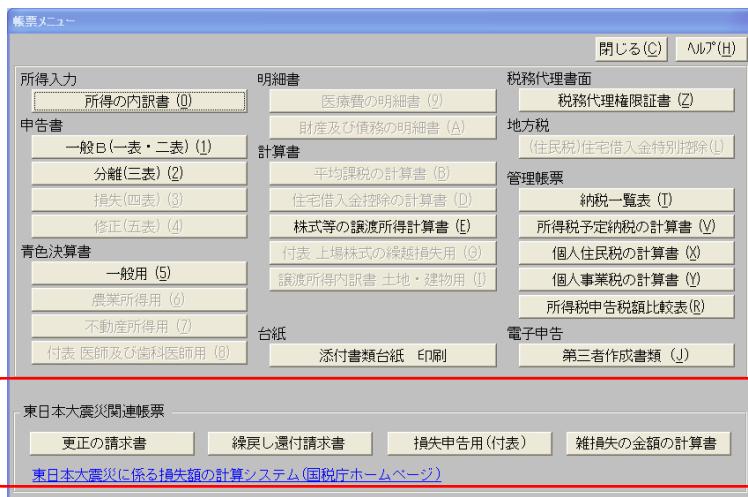
画面の案内に従って金額等を入力することにより、「損失額の合理的な計算方法」により損失額を計算(「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を作成)できます。

また、第四表についても特定損失額を欄外に記載することとなるため、これに対応します。

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額 (78)
 5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額
 うち、平成22年特定期間損失の金額 5,000,000 円 (79)
 6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (80)
 7 翌年以後に繰り越された生物取引による損失の金額 (81)

雑損控除を適用する場合、第四表(二)に特定損失額を付記する必要があります。

▼対応イメージ



なお、震災特例法により追加された所得税関係の帳票については、e-Tax(国税庁)側にて受付対象となる対応が行われませんので、紙面での申告を行っていただくこととなります。